

経営改善支援金 申請受付要項

経営改善支援金申請受付要項には、申請要件や注意事項等が記載されていますので、必ず下記を熟読し、全ての内容に同意したうえでご申請ください。

1 受付期間

令和3年6月15日（火）から同年8月31日（火）まで

2 受付方法

申請書類を次の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送してください。

上記以外の方法による郵送は、申請書類が届かない場合がございます。届かなかった場合の責任は一切負いかねますのでご了承ください。また、持参による申請は受け付けておりません。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問い合わせにつきましては、お答え致しかねますので、予めご了承ください。

(宛先) 〒910-8691 福井中央郵便局留め

福井県 経営改善支援金申請事務局 宛て

※令和3年8月31日（火）の消印有効です。

令和3年9月1日（水）以降の消印は無効となりますのでご注意ください。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

※送料は申請者側でご負担願います。

3 申請に必要な書類の入手方法

下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することが可能です。

(1) 「福井県経営改善支援金」のホームページからダウンロード

(URL) <https://www.fukui-keieikaizen.com>

(2) 県内各市町、商工会、商工会議所、商工会連合会の窓口

4 問合せ先

ご不明な点は下記へお問合せください。

福井県版持続化給付金・経営改善支援金コールセンター

(電 話) 0776-50-6458

※お問合せの際は、電話番号をご確認のうえ、お掛け間違いのないようお願いします。

(受付時間) 午前9時30分から午後4時30分まで(土、日および祝日は除きます。)

5 経営改善支援金の給付にかかる通知等

- ・申請書類の審査の結果、経営改善支援金を給付する旨を決定したときは、経営改善支援金を給付することで通知に代えますので、必ず経営改善支援金の振込先に指定した口座の通帳を記帳のうえご確認ください。なお、通帳に記帳される振込依頼人名は下記のとおりです。

振込依頼人名 フクイケンケイエイシエンキンジムキョク

- ・経営改善支援金の給付の有無に関するお問合せについては、お答え致しかねますので予めご了承ください。
- ・申請書類の審査の結果、経営改善支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を送付します。

6 経営改善支援金給付額

1事業者あたり10万円

※事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません。

※福井県版持続化給付金と小規模事業者等再起応援金の両方を受給している場合または福井県版持続化給付金と雇用維持事業主応援金の両方を受給している場合でも申請は1回のみになります。

7 申請要件

経営改善支援金の申請要件は、次の全ての申請要件を満たす事業者とします。

- ① 経営改善支援金申請受付要項の内容の全てについて同意していること。
- ② 県から、次のいずれかの給付金または応援金を受給している(受給する予定である)こと
 - ・福井県版持続化給付金
 - ・小規模事業者等再起応援金
 - ・雇用維持事業主応援金

※福井県版持続化給付金が未申請で、経営改善支援金と一緒に申請される場合は、2種類の申請書類を同封の上、郵送してください。

※福井県版持続化給付金の申請受付は令和3年7月16日(金)までとなりますのでご注意ください。

- ③ 経済社会の変化に対応するための経営改善概要書を作成していること。
- ④ ③に記載した取り組み内容を令和2年1月1日から令和3年12月31日までの期間に実行している（実行する予定である）こと。
- ⑤ 申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。
- ⑥ 営業許可等を必要とする業種の場合、営業に必要な許可等を有していること。
- ⑦ 経営改善支援金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑧ 経営改善支援金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑨ 県内の商工会、商工会議所および商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）と事業者との間において、施策の案内や各種調査、災害時等の連絡など、県の産業労働行政推進のために必要な情報共有体制を構築するため、申請書に記載の事業者名、住所、連絡先等の情報を提供することに同意すること。また、後日、商工会議所等から申請者に対し情報共有体制の構築にかかる依頼があった場合は、協力すること。
- ⑩ 中小企業休業等要請協力金、小規模事業者等再起応援金、雇用維持事業主応援金または福井県版持続化給付金（以下、「協力金等」という。）において、申請要件を満たさないことを理由に、協力金等の支給または給付決定を取り消されたことがある場合、協力金等の返還が完了していること。
- ⑪ 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。

※その他詳細な事項については、「経営改善支援金 よくあるご質問」をご確認ください。

8 申請手続き等

(1) 申請書類

- ・ 様式1（申請書類チェックリスト）で定める申請書類を、申請書類チェックリストとともに提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。
- ・ また、書類の不備や確認に時間を要した場合は、経営改善支援金の給付までに時間を要することもあります。
- ・ なお、申請書類は返却しませんので、申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。

(2) 経営改善支援金の給付の決定

- ・申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは経営改善支援金を給付します。経営改善支援金の給付開始は7月中旬を予定しています。
- ・福井県版持続化給付金が申請中（または未申請）の場合、福井県版持続化給付金の給付後に経営改善支援金を給付することになります。

9 不正受給

(1) 不正受給について

- ・経営改善支援金の不正受給は犯罪です。不正受給については、警察当局と連携し、厳正に対処します。
- ・不正受給と判断された場合、受給済の経営改善支援金に加え、返還日までの民法404条に基づく延滞金および経営改善支援金と同額を返還請求します。

(2) 不正受給の例

- ① 「7 申請要件」を満たしていないことを認識しているにもかかわらず申請する。
- ② 経営改善支援金が振り込まれた事実を把握しているにもかかわらず再度申請する。
※この場合、初回申請にかかる受給分についても、不正受給と見なします。
- ③ 経営改善概要書の内容を偽って申請する。
- ④ 県から福井県版持続化給付金や小規模事業者等再起応援金、雇用維持事業主応援金を受給していないにもかかわらず、福井県版持続化給付金や小規模事業者等再起応援金、雇用維持事業主応援金を受給しているように装い申請する。
※福井県版持続化給付金については、申請中または申請予定の場合を除きます。
- ⑤ 事業継続する予定が無い（廃業を決めている）にもかかわらず申請する。
- ⑥ 経営改善支援金受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあったにもかかわらず拒否する、または県からの電話連絡に出ない。
- ⑦ 経営改善支援金受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあった際に、支援金受給時には同意していた支援金申請受付要項の内容について異議を申し立てる。
- ⑧ 経営改善支援金受給後に申請要件を満たしていないことが判明したにもかかわらず、返還に応じない。

10 その他

- ・経営改善支援金申請事務局の運営については、県が業者に委託し実施しています。経営改善支援金の内容に関する申請者からの問い合わせの対応、申請者への書類内容の確認や追加提出等の依頼については、原則委託業者から行いますのでご了承ください。

- ・ 経営改善支援金の給付の決定後に、申請要件に該当しない事実が発覚した場合は、経営改善支援金の給付の決定を取り消し、期限を定めて返金を指示します。この場合、申請者は、経営改善支援金を返金するとともに、返還日までの民法404条に基づく延滞金を支払うことになります。
- ・ 申請書類の内容確認または不備等に関する書類の再提出にかかる依頼については、土、日および祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までの間に、申請書に記載した連絡先に電話により連絡させていただきます。福井県版持続化給付金・経営改善支援金申請事務局（電話番号0776-50-6459）から電話がかかってきましたら、必ず電話に出てくださいようお願いいたします。なお、申請書類を受理してから2週間経過しても、電話による連絡が一切取れない場合には、経営改善支援金の申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合があります。また、上記の依頼に応じていただけない場合についても、経営改善支援金の申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合がありますのでご了承ください。
- ・ 申請書類の不備等、再提出にかかる送料も申請者の負担になりますので、申請書類に不備が無いようご提出願います。また、再提出した書類を審査した結果、経営改善支援金を給付しない旨を決定する場合がありますが、書類の再提出にかかる送料をはじめ、申請にかかる送料は、全て申請者の負担になりますので、ご了承ください。
- ・ 経営改善の取り組み事例を紹介するため、経営改善概要書の記載内容の全部または一部（「現状」は除く）を経営改善支援金や福井県のホームページ等で公表する場合がありますのでご了承ください。その際には経営改善概要書の記載内容の詳細を確認させていただく場合がありますので、あわせてご了承ください。